

## 不動産経営の注意点

気になる話題

プロフィール

東京大学法学部卒業。昭和62年第一東京弁護士会登録。主たる業務分野は不動産取引関係の法務（売買、賃貸借等契約書類の検討や作成、裁判上裁判外の事件処理）、企業法務（契約処理、債権回収等）、相続・遺言の法務、著作権など知的財産権関係の法務等。

**質問** 勝利は  
テナントA にビルのワンフロアを  
賃貸していますが、半年以上前から連絡がと  
れず行方不明状態であ  
り、賃料も5ヶ月滞納  
したままで、まったく  
連絡がつきません。弊  
社は、Aとの契約を質  
料不払い解除し早く  
新たなテナントでフロ  
アを稼動させたいので  
すが、どうすればよい  
でしょうか。

**最近テナ**

たいとき

所に、「転居先不明」として返却された前記の  
解除通知も「転居先不明」によって生じません。  
この場合、公示送達という方法がありま  
す。すなわち、簡易裁判所にて、「転居先不明」として返却された前記の  
解除通知も「転居先不明」によって生じません。

回略

**行方不明のテナントに対して契約解除したいとき**

ビル明に渡しの詮制执行は可能

つて契約は解除となる。不<sup>記</sup>  
はその期間の終了するま  
で定めた解除の条件付解除<sup>（</sup>と/or<sup>）</sup>の書面を裁判所の場に掲示してもらひ、  
共に、その掲示の事実を官報に掲載（または市区町村の掲示場に掲示してもらひます。）  
この官報掲載（または由  
区町村での掲示）から2週間が経過すれば、  
解除の通知はAに到達した<sup>こと</sup>となつた日から書面で定めた1週間がた  
てば、契約は解除になります。

外國人テナントなど突然に行方不明になり所長が国内か海外かも判らず、オーナーを困らせている事例が多いようです。行方不明であつてもテナントは鍵を返還などしない限りまだ賃貸ビルを占有中なので、オーナー側としては明渡しを受けるには自力救済は控え法的手続によるべきです。

たとえば1週間に支払うよう催告し、支払いがなければ賃貸契約は解除となる旨の内証明郵便(配達証明付き)による通知書を出す方法をとります。しかし、解除の通知は

ても不明である旨を記載した報告書などを賃料として添えて公示送達の申立をします。それが受理されると滞納賃料を一定期間(たとえば1週間)内に支え、そうでないとき

＜事務所概要＞  
住所：東京都中央  
区銀座2-7-17  
ティファニー銀座  
ビル7階  
TEL：03-3567  
-7319（代表）